

傷害補償(介護事業者用)制度に関するQ新Q&A

項目	NO.	Q	A
手続きに関する質問について	1	複数の事業所を運営している場合は、指定事業所ごとではなく、法人一括で加入はできますか。	法人単位で加入できます。 ただし、事故が発生した場合には、事故報告書に法人名、法人所在地、事業所名、事業所所在地等をご申告いただきます。
	2	現在、各事業所毎に、加入していますが、法人単位に変更できますか。	変更できます。 その場合は、代理店:(株)全福サービス(03-3252-2035)へご申告いただければ、法人単位に名簿を作成し、送付させていただきます。
	3	通称名を使って仕事をしている従業員がいるのですが、加入者名簿の記載も通称で大丈夫ですか。	保険金支払の際に、本人確認として使用する書類(免許証、健康保険証、謄本等)と同じ名前で記載してください。
	4	加入後、事業所の所在地、代表者名が変更となった場合は、手続きは必要ですか。	印字された加入者名簿に、変更箇所を修正し、ご捺印のうえ変更月の前月末日までに代理店:(株)全福サービス(03-3252-2035)へご郵送ください。 また、感染症見舞金制度に加入している場合は、感染症補償規程の提出も併せて必要となります。
	5	加入月の前月末日までに入金ができなかったのですが、補償対象月の途中でも入金すれば加入できますか。	前月末日までの入金となっているため、月途中にご入金いただいても加入することはできません。
	6	中途入社 of 従業員を、月途中から日割りで加入することはできますか。	1ヶ月単位の掛捨ての保険となっておりますので、月途中から保険料を日割りで算出して加入する事はできません。
	7	保険料は、誰が負担するのでしょうか。	介護事業者様のご負担になります。
	8	廃業等に伴い、保険を解約したいのですが、どのような手続きが必要ですか。	脱退する月の前月末日までに、代理店:(株)全福サービス(03-3252-2035)へご連絡ください。 なお、預り金がある場合は、(公財)介護労働安定センター本部から保険料の返還に関する書類をご郵送させていただきますので、到着次第、返金手続きをしてください。
加入対象者について	1	事業者の代表者及び役員は加入できますか。	雇用する側である、代表者・役員・理事は本制度の加入対象にはなっておりません。 ただし、雇用保険に加入している兼務役員の方であれば、雇用されている事になり、「雇用保険に加入している証明」を提出いただければ加入することができます。
	2	パート、アルバイトも加入できますか。	介護保険の指定事業者には雇用されている介護労働者であれば、パート、アルバイト、正社員関係なく加入できます。
	3	ボランティアの方も加入できますか。	ボランティアの方は、賃金の支払いがなく、事業主と雇用関係もないため加入する事ができません。 ※ただし、有償で働くボランティアの方など、賃金が発生し、事業主と雇用関係がある場合は、加入する事ができます。

傷害補償(介護事業者用)制度に関するQ新Q&A

項目	NO.	Q	A	
加入対象者について	4	登録ヘルパー、派遣職員は加入できますか。	登録ヘルパーは加入できます。 ただし、派遣職員は派遣会社と雇用契約を結んでおり、介護事業者と雇用関係にならないため加入できません。	
	5	介護食を作っている調理師・栄養士、また事務職も加入できますか。	介護業務に従事する訪問介護員(ホームヘルパー)、介護支援専門員(ケアマネージャー)、介護福祉士等労働者全員を対象としておりますので、介護に関係する仕事であれば加入できます。 調理師・栄養士の方は、介護食を作っている方であれば間接的に介護に携わっているため加入できます。 また、事務職の方で人手が足りない場合に、介護現場に行く場合についても、加入できます。 ただし、経理や人事など介護に従事する事がない事務職の方は加入できません。	
	6	デイサービスの送迎をする運転手は加入できますか。	従業員の方であれば、送迎中に利用者の補助をすることも考えられるため、加入できます。	
	7	理学療法士、作業療法士は加入できますか。	加入できます。	
	8	看護師は加入できますか。	訪問看護、通所介護、グループホームに常勤する看護師さんは対象となり、加入できます。 ただし、パンフレット①加入対象者に記載の短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保険施設に従事している看護師の看護業務は対象外となります。 また、看護師であっても、介護業務に従事し、介護業務中の事故であれば対象となります。	
	9	障害者総合支援法のサービス提供事業者は加入できますか。	加入対象者は、パンフレット記載の介護保険法に定められている指定事業者となっておりますので、障害者総合支援法の事業者は加入する事ができません。 ただし、介護保険の指定事業と、障害者総合支援法の指定事業を同一の場所で提供しており、従業員が兼任している場合は、補償の対象となる場合があります。	
	10	介護保険法の指定を申請中ですが、指定開始日以前から加入できますか。	介護保険法に定められたサービスを提供中の事故(ケガ)について担保する制度となっておりますので、指定開始日以前は加入する事ができません。	
	11	紹介所が紹介部門と介護部門を行っている場合の、ケア・ワーカー傷害補償との関係はどうなりますか。	ケア・ワーカーとして働く場合は、ケア・ワーカー傷害補償に加入いただき、介護事業者にも雇用される形でヘルパーとして働く場合は、本制度に加入していただくことになっております。	
	補償対象について	1	労災保険との併給調整はありますか。	労災保険の給付の有無とは関係なく、本制度の補償要件に合致すれば補償対象となります。 また、他の傷害保険に加入の場合も、同様です。
		2	台風時の事故(ケガ)は対象になりますか。	就業中であれば台風での事故(ケガ)は補償されます。 しかし、地震や噴火などパンフレット記載の免責事由については対象外です。
		3	デイサービスの送迎中に交通事故にあった場合、相手方の保険で補償される場合でも、請求できますか。	労災保険や、自動車保険など他の保険の給付の有無とは関係なく請求が出来ます。

傷害補償(介護事業者用)制度に関するQ新Q&A

項目	NO.	Q	A
補償対象について	4	利用者に殴られた事故(ケガ)も対象になりますか。	突発的に殴られたのであれば対象になります。 ただし、従業員同士のケンカなどによる事故(ケガ)は対象外です。
	5	入院・通院の補償開始はいつからですか。	1日目から補償されます。
	6	パンフレットに講習会参加中の事故(ケガ)とありますが、どのような講習会が対象でしょうか。	介護に関するものであって、介護事業者又は(公財)介護労働安定センターが主催する講習等が該当します。 また、事業者が主催する講習会で、外部から生徒を募集して行う講習会の場合は、生徒については雇用契約がないため、加入できません。
その他	1	保険金の支払い先は事業者ですか。	保険金の支払いは、ケガをされた従業員の方に直接支払います。
	2	事故が起きて、通院する病院は、整骨院や接骨院でも大丈夫ですか。	整骨院と接骨院など柔道整復師が行っているところは医療機関とみなしているので大丈夫です。